

角田市総合体育館使用許可申請書

指定管理者

かくだスポーツビレッジ
運営共同企業体

殿 住 所

申請者団体名

代表者氏名

使用責任者氏名

TEL()

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時 (時間)				
使用目的 (大会名等)	使用区分	入場料 徴収しない	アマスポーツ	高校生以下	A
				一般・学生	B
			その他の催物		C
		入場料 徴収する	アマスポーツ		D
			その他の催物		E
使用施設	競技場・柔道場・剣道場・会議室・選手控室(男・女)				
使用器具	放送設備・電光採点板・長机(コ)・折りたたみイス(コ)				
	暖房設備	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	
	照明設備 全・1/2・1/3 (全部・一部)	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	
		年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	
	その他の設備器具				
使用人員 (対象者)		一般・学生	高校生	中学生以下	計
	男				
	女				
	計				
使用料	使 用 料	減 免 割 合	納 入 す べ き 金 額		
	円	規則10-1-()により %	円		
決 裁 欄				受 付	
理事長	専務理事	事務局長	事務局次長	係 長	係 認
許 可				年 月 日 第	号

※ 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用許可等の決定にあたり、暴力団員による使用であることを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

※ 許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

角 田 市 総 合 体 育 館 使 用 許 可 書

住 所

申 請 者 団 体 名

代 表 者 氏 名

使 用 責 任 者 氏 名

TEL()

下記のとおり総合体育館の使用について許可します。

記

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時 (時間)				
使用目的 (大会名等)	使用区分	入場料 徴収しない	アマスポーツ	高校生以下	A
			その他の催物		B
		入場料 徴収する	アマスポーツ		C
			その他の催物		D
使用施設	競技場・柔道場・剣道場・会議室・選手控室(男・女)				
使用 器具	放送設備・電光採点板・長机(コ)・折りたたみイス(コ)				
	暖房設備	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時			
	照明設備 全・1/2・1/3 (全部・一部)	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時			
		年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時			
その他の 設備 器具					
使用人員 (対象者)		一般・学生	高校生	中学生以下	計
	男				
	女				
	計				
使用料	使 用 料	減 免 割 合		納 入 す べ き 金 額	
	円	規則10-1-()により %		円	

指定管理者

かくだスポーツビレッジ運営共同企業体

代表者 公益財団法人

角田市地域振興公社 理事長



許 可 年 月 日 第 号

※ 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用許可等の決定にあたり、暴力団員による使用であるかを
確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

※ 許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

角田市総合体育館使用料減免申請書

角田市教育委員会教育長 殿

住 所

申 請 者 団 体 名

代 表 者 氏 名

使 用 責 任 者 氏 名

TEL()

下記の理由により使用料を減免されるよう申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時 (時間)				
使用目的 (大会名等)	使用区分	入場料 徴収しない	アマスポーツ	高校生以下	A
				一般・学生	B
		入場料 徴収する	その他の催物		C
			アマスポーツ		D
			その他の催物		E
使用施設	競技場・柔道場・剣道場・会議室・選手控室(男・女)				
使用 器具	放送設備・電光採点板・長机(コ)・折りたたみイス(コ)				
	暖房設備	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時
	照明設備 全・1/2・1/3 (全部・一部)	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時	年 月 日 () 午前・午後 時
	その他の 設備 器具				
申請理由	(1) 市又は教育委員会が主催して使用するとき。(100%) (2) 市内の幼稚園、児童センター、保育所、小中学校及び高等学校が使用するとき。(100%) (3) 市内の社会福祉法人、社会福祉団体等が公共の目的に使用するとき。(50%) (4) 角田市スポーツ少年団本部又は同加盟単位スポーツ少年団が主催して使用するとき。(100%) (5) 角田市スポーツ協会又は同加盟単位協会が主催して使用するとき。(80%) (6) 市内の総合型地域スポーツクラブが主催して使用するとき。(80%) (7) 角田市スポーツ少年団本部又は同加盟単位スポーツ少年団が主管して実施する競技会、講習会等で地区大会等(県大会を除く。)に使用するとき。(80%) (8) 角田市スポーツ協会又は同加盟単位協会が主管して実施する競技会、講習会等で地区大会等(県大会を除く。)に使用するとき。(50%) (9) 公共団体又は市内の公共的団体が公共の目的に使用するとき。(50%) (10) その他市長が必要と認めるとき。(市長が別に定める額)				
使用料	使 用 料	減 免 割 合		納 入 す べ き 金 額	
	円	規則10-1-()により %		円	
決 裁 欄				受 付	
教育長	教育次長	課 長	補 佐		
許 可				年 月 日 第 号	